

2025年度 第21回みやこ祭

第1回 みやこ祭参加準備会議

日時：2025年6月26日（木）19：00～

場所：オンライン（Zoom）

項目

1.	大学祭総会とみやこ祭参加準備会議について	2
2.	第21回みやこ祭概要	4
	(1) 開催概要	4
	(2) 開催日程	4
3.	みやこ祭全体方針	6
4.	みやこ祭参加規約改正案について	8
5.	安全局より	17
	(1) 安全局実務方針	17
	(2) 参加団体禁止事項リスト	18
	(3) 責任者の選出	18
	(4) 供託金制度	20
	(5) 補償金制度	22
6.	広報局より	25
	(1) 第21回みやこ祭テーマ発表についてのお知らせ	25
	(2) WEB原稿・パンフレット原稿について	26
	(3) 公式X、公式INSTAGRAM カウントダウン企画について	29
	(4) プレフェスティバルの開催について	28
7.	涉外局より	30
	(1) 協賛に関する注意点	30
	(2) 構内放送における宣伝募集に関するご案内	31
8.	事務局より	34
9.	企画局より	35
10.	その他	36

1. 大学祭総会とみやこ祭参加準備会議について

例年、大学祭実行委員会では「大学祭総会」と「みやこ祭参加準備会議」の2つの会議を実施しています。今年度もこれらの会議を行うため、それぞれの会議の参加対象と特徴について説明いたします。

【大学祭総会について】

- 参加対象

東京都立大学体育会、東京都立大学文化部連合、東京都立大学サークル連合のいずれかに加盟する団体の代表者各1名。

ただし、南大沢キャンパスに所属する学部生または院生のみ参加および傍聴することができます。

- 会議の特徴

各団体の代表者からの意見をもとに、大学祭の方向性を決定する会議です。

【みやこ祭参加準備会議について】

- 参加対象

大学祭に参加する方針の団体の代表者各1名。

- 会議の特徴

大学祭に参加するにあたってのお知らせや各種申請、大学祭の運営に関するをお知らせする会議です。大学祭の企画や模擬店に参加する場合は、この会議に参加しなければなりません。

大学祭総会は開催の約1週間前に公示されます。インフォメーションギャラリーに設置される看板に加え、大学祭実行委員会のホームページやX（旧Twitter）にて公示しますので、ご確認ください。また、大学祭実行委員会事務局メール（mepo.jimukyoku@gmail.com）より、各団体の代表者にお知らせします。みやこ祭参加準備会議につきましても大学祭実行委員会のホームページやX（旧Twitter）、大学祭実行委員会事務局メールにてお知らせします。

みやこ祭参加準備会議に関しては、対面での会議開催の際には、状況を鑑みて参加を各団体の代表者1名のみとさせていただく場合がございます。なお、オンラインでの会議開催の場合には人数制限は設けません。また、大学祭総会の傍聴に関する制限は設けません。

2. 第21回みやこ祭概要

(1) 開催概要

開催形態：対面

開催場所：東京都立大学南大沢キャンパス

(2) 開催日程

第21回みやこ祭は以下の日程での開催を予定しています。

準備日：11月1日（土）

開催日：11月2日（日）、11月3日（月・祝）、11月4日（火）

片付け日：11月5日（水）

開催時間：11月2日、11月3日 11:00～19:00（8時間／日）

11月4日 11:00～15:00（4時間／日）

開催日のタイムスケジュール（11月2日、3日）

時間	内容
8:30	参加団体入場・準備開始 (10:30～音出し開始)
11:00	大学祭開始・企画開始 (一般客入場開始)
～	
19:00	大学祭終了・企画終了 (片付け開始)
20:00	片付け終了
20:30	完全退構

開催日のタイムスケジュール（11月4日）

時間	内容
8：30	参加団体入場・準備開始（10：30～音出し開始）
11：00	大学祭開始・企画開始 (一般客入場開始)
～	
15：00	大学祭終了・企画終了 (片付け開始)
17：00	片付け終了
17：30	完全退構

3. みやこ祭全体方針

【第21回みやこ祭の安全に関する方針】

第21回みやこ祭では、昨年度のみやこ祭を踏まえ「学生一人一人の身体的負担を鑑みた、安全な大学祭運営」の実現を目指し必要な安全対策を講じます。そのために、大学祭実行委員会だけでなく参加団体一人ひとりに対して、安全に対する意識改革を行います。また、以下の5点を第21回みやこ祭の基本方針として掲げます。

1 自主管理・自主運営による大学祭

私たちは学生自治の理念に基づき、大学と学生との相互理解の上に、全学生の力で管理・運営をしていきます。そのため私たちは、自主的かつ民主的な討論を経て決定された項目を実行します。大学祭はこれらの自主管理・自主運営が初めて初めて成り立つものです。それゆえ、学生一人一人が自治意識を持ち、自分たちが大学祭の主役であることを自覚する一方で、節度ある行動をとる必要があります。

2 全学的な参加がなされる大学祭

大学祭は全学規模で行われているものであり、全学的な交流の場として重要な行事です。しかし、近年の大学祭においてもいまだ全学的な参加には至っていません。そこで私たちは、全学生および全教職員が一体となった「全学的な大学祭」を目指し、相互に理解・尊重し合い、交流を深めていけるよう、例年以上に更なる努力をしていきます。

3 学術・文化活動の公開の場としての大学祭

本学での活動を大学祭で公開することは、地域の方々に限らず学外の方々に本学を知っていただけでなく、本学の活動に対する学外の方々の関心・評価を今後の活動に役立てることや本学生が本学のことを再認識することにつながります。この機会に私たちは、ゼミ・研究室・サークル・クラスなどの積極的かつ個々の特徴を活かした参加を募ることで、本学の学術・文化活動の発展を推進します。

4 地域社会と結びついた独自の文化祭

本学南大沢キャンパスは地域に広く開放されたキャンパスといえます。そして、過去に本学は、公立大学という特色から地域に根ざした大学としての性格を強調してきました。しかし、今日の学生の地域社会に対する働きかけは十分なものではありません。そこで私たちは大学祭を貴重な契機として、より一層地域社会との交流を深めることを目指し、それにより地域社会が更に発展することを期待します。

5 同窓会・同窓生とともに歩む文化祭

本学の大学祭は、時代と共に名前を変えながらも、70年あまり受け継がれている文化の祭典です。今日に至るまで、多くの学生および同窓生に愛され続けてきました。大学祭期間中、私たちは学生の代表として同窓会の企画である「ホームカミングデー」の運営をサポートし、同窓生の皆様をお迎えします。そして、同窓生と学生との交流の場としての大学祭を実現し、同窓会との繋がりがより一層深まることを望みます。

4. みやこ祭参加規約改正案について

今回の改正案における改正事項は、会議不参加団体に関する罰則案と、それについての条文の追加です。

これまでの大学祭運営においては、大学祭実行委員会が主催する参加団体向け会議への出席が十分に徹底されておらず、その結果として情報の共有に偏りが生じる場面も見受けられました。こうした状況を改善するため、今年度は参加団体全体の連携強化と適切な対応の仕組みづくりを進めてまいります。

そこで、参加団体に対して会議に関する規則を制定することで、参加団体の安全意識の強化と会議の重要性の再認識につなげます。

以下改正項目とその条文です。

第二十八条（会議に欠席した団体への罰則案）

会議を欠席した団体に対し罰則を設ける。

第二十九条（対象会議）

1. 参加準備会議 第2～5回
2. 模擬店設置会議 第1～4回
3. 部屋割り会議 第1～2回
4. タイムテーブル会議

第三十条（罰則）

第二十九条で示した会議において、各参加形態で参加が必要な会議に3回欠席した団体はその年の大学祭への参加を禁止する。

また、会議に代表者、副代表者が出席できない場合は、代理を立て、会議の2日前（終日）までに事務局のメールアドレスに連絡する。

第三十一条（キャンセル料）

大学祭への参加を禁止された団体には供託金、補償金は全額返金を行う。大学祭不参加となった団体には特別参加団体にはステージ設営料金、模擬店参加団体には模擬店徴収費を課す。

大学祭への参加が禁止になった時期によっては、新たにキャンセル料を課す場合がある。

みやこ祭参加規約案

第一条（趣旨）

この規約は、みやこ祭において来場者に向けた展示等の企画を実施することを目的として参加する団体及び当該団体に所属する個人（以下「参加者」という）が、大学祭実行委員会（以下「実行委員会」という）と協働してみやこ祭の安全かつ円滑な運営を実施するために、遵守する事項を定めるものである。

第二条（規約の対象）

この規約は、すべての参加者を対象とする。また、参加者が参加申請を行った時点で本規約に同意したものとみなす。

第三条（安全意識）

参加者はみやこ祭における企画の実行者として、安全なみやこ祭の開催のための自らの重要性を理解し、機器の適切な使用方法等の安全に関する必要な知識、事前防止策並びに緊急時の適切な対応について習得及び実行する責務を有する。

第四条（参加対象）

次の各号に掲げる条件のいずれかを満たす団体及び個人をみやこ祭への参加対象とする。

1. 東京都立大学南大沢キャンパス大学祭運営会構成員及びそれを含む団体
2. 実行委員会が本部企画として参加を依頼又は募集する団体及び個人

第五条（参加手続き）

参加申請は、実行委員会所定の手続きにより行うものとする。なお、みやこ祭への

参加についての最終決定は実行委員会が行う。

第六条（参加形態）

みやこ祭への参加は本部企画参加、屋内企画参加、模擬店企画参加及び特別企画参加のいずれかとする。参加形態については次の各号に定めるところによる。

1. 本部企画参加 実行委員会が行う企画での参加
2. 屋内企画参加 教室等の屋内で行う企画での参加
3. 模擬店企画参加 屋外で行う模擬店企画での参加
4. 特別企画参加 上記参加形態のいずれにも該当しない形態での参加

第七条（各参加団体向けマニュアル及び参加者マニュアルの遵守）

参加者は、具体的な参加手続き及び詳細な注意事項について、実行委員会が作成する各参加団体向けマニュアル及び参加形態ごとの当日マニュアルを遵守する。それぞれの内容については次の各号に定める。

1. 各参加団体向けマニュアル 参加申請からみやこ祭当日までの段階的な手続きを体系的にまとめたもの
2. 当日マニュアル みやこ祭当日のあらゆる注意事項をまとめたもの
3. 緊急時マニュアル みやこ祭当日に事故・災害等の緊急事態が発生した際の対応策についてまとめたもの

第八条（複数参加）

同一団体及び個人は、各企画の責任者を除き、複数の参加形態で参加することができる。なお、本規約は、同一団体が複数の参加形態において異なる企画を行う場合、企画ごとに適用される。

第九条（参加資格の否認）

次の各号のいずれかに該当する場合、参加資格を認めない。実行委員会は、参加資格を否認した場合、否認団体及び否認理由等を大学祭総会等（以下、総会等。）にて公表する。

1. 特定の思想、宗教団体又は政治団体に過剰に偏向する団体及び個人
2. 参加資格が停止されている団体及び個人
3. その他実行委員会が参加者として不適当であると判断した団体及び個人

第十条（参加の取りやめ）

1. 参加者は、参加申請後にみやこ祭への参加を取りやめることができる。ただし、参加の取りやめを取り消すことはできない。
2. 参加を取りやめた場合、参加費の返還は行わない。ただし、参加費の納入前に参加を取りやめた場合はこの限りでない。
3. 参加を取りやめた場合、供託金及び補償金はその全額を返還される。
4. 参加を取りやめた場合、清掃等のみやこ祭における当該団体の業務については継続してその義務を負う。
5. 前項について、代理団体を立てることができる。ただし、代理の依頼は当該団体が行い、また代理団体を立てる場合は実行委員会に連絡しなければならない。

第十一条（参加費）

参加者は、実行委員会に対し、参加形態、参加日数及び参加企画等に応じた参加費を支払う。右費用の金額、内訳及び支払い方法等は、各参加団体向けマニュアル又は参加団体運営マニュアルに記載する。

第十二条（供託金制度）

1. 参加者は次の各号の当てはまる供託金を実行委員会に預ける。供託金とは参加者において、損害が発生しないことを保証し、第21条に定める違反事項に該当した場合に徴収される預かり金のことである。

1. 金銭のやりとり、物々交換及び募金（以下、「営利」という。）を目的としないゼミ及び研究室単位での参加団体には、供託金を課さない。
2. 営利を目的とせず、上記（1）に該当しない参加団体は、5,000円とする。
3. 営利を目的とし、上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体及びクラス・ゼミ・研究室単位での参加団体は10,000円とする。
4. 営利を目的とし、上記（3）に該当しない参加団体は、20,000円とする。

2. 実行委員会は、供託金を徴収しない場合、供託金返還期間にその全額を返還する。ただし、返還期日を過ぎた場合はこの限りでない。
3. 実行委員会は、供託金を徴収した場合、総会等において被徴収者及び徴収理由を公表する。

第十三条（補償金制度）

1. 参加者は一律に補償金を実行委員会に預ける。補償金とは、大学祭期間中に大学施設において当事者不明の汚損及び破損があった場合、参加者全体にその責任を分担させるものである。
2. 補償金額は、一律5,000円とする。ただし、修繕にかかる費用が徴収金額を超える場合、追加徴収を行う。
3. 実行委員会は、補償金を使用しない又は一部使用する場合、補償金返還期間にその全額又は残額を返還する。ただし、返還期日を過ぎた場合はこの限りでない。
4. 実行委員会は、補償金を使用した場合、総会等において使用理由及び使用金額を公表する。

第十四条（会議）

1. 実行委員会は、みやこ祭の開催に伴って次の会議を設置する。
 1. 参加準備会議 すべての参加団体対象。
 2. 部屋割り会議 屋内参加者対象。
 3. 模擬店設置会議 模擬店参加者対象。
 4. タイムテーブル会議 特別参加者対象。
 5. 全体準備会議 すべての参加者対象。
 6. 全体後片付け会議 すべての参加者対象。
 7. 報告会議 すべての参加者対象。
 8. その他実行委員会主催の会議。
2. 実行委員会は各会議の1週間前までに、対象の参加者に連絡をする。
3. 参加者は対象となっている各会議に参加しなかった場合、みやこ祭への参加を認めない。

第十五条（責任者の選出）

参加者は出店ごとに代表者一名及び副代表者一名を選出し、さらに火気を使用する場合は火気取扱責任者二名を選出する。各責任者については次の各号に掲げる。

1. 代表者 団体の最高責任者として、企画の運営及び統括を行う。責任者会議に参加する。
2. 副代表者 代表者を補佐し企画を運営する。責任者会議に参加する。
3. 火気取扱責任者 火気取扱いの監督をする。消防講習及び火気取扱講習に参加する。

第十六条（時間）

みやこ祭期間中の時間規定について次の各号に定める。

1. 企画実施時間 11時から19時まで。ただし、企画開始に際して、実行委員のチェックを要する団体は、チェックが終了し次第企画を開始すること。
2. 入構開始時刻 10時。右時間以前に入構し準備を行ってはならない。
3. 完全退構時刻 20時30分。右時間以降は構内に残ってはならない。
4. 音出し可能時間 10時30分から19時まで。音出しとは、企画のために音を発することであり、また音出しの上限音量は90dBとする。

第十七条（実行委員会との協働）

1. 参加者は、実行委員会から注意を受けた場合、速やかにその指示に従う。
2. 参加者は、企画の実行中に何らかのトラブルが発生した場合、速やかに実行委員会に連絡する。
3. 参加者は、担当者等の団体情報に変更がある場合、速やかに実行委員会に連絡する。

第十八条（ゴミの分別）

1. 参加者は、みやこ祭期間中のごみ処理に際しては、必ず分別を行う。分別が不十分であると実行委員会が判断した場合、参加者は再分別を行う。
2. 参加者は、みやこ祭期間において団体自身の用意するごみ箱又はごみ袋にごみを捨てる。
3. 参加者は、みやこ祭期間において大学施設のごみ箱及び大学祭実行委員の用意する仮設ごみ箱を利用してはならない。

第十九条（車両の入構）

1. 準備及び後片付けのための車両入構は、実行委員会に許可された車両に限る。
2. 車両の入構に際して、実行委員会が許可していない駐車場及び駐輪場を利用してはならない。

第二十条（緊急時対応）

参加者は、火災等の緊急事態が発生した場合、速やかに実行委員会に連絡する。また、その後の対応及びみやこ祭の続行の判断等は実行委員会の指示に従う。

第二十一条（違反事項）

大学祭期間中における違反事項は次の通りとする。

1. 正当な理由なく、本規約又は実行委員会の作成するマニュアルに反する行為。
2. 国及び東京都の定める法令並びに社会規範一般及び公序良俗に反する行為。
3. 飲酒行為、酒類を持ち込む行為又は飲酒後に大学祭に参加する行為。
4. 喫煙所以外での喫煙。
5. 模擬店テント内以外での火気の使用。
6. 大学施設を汚損及び破損させる行為。
7. 許可されていない車両の入構。
8. 危険物の持ち込み。
9. 申請外の設備又は食品を持ち込み、又はそれを使用する行為。
10. 不適切な衛生管理。
 11. 清掃及びごみ箱管理の担当を放棄する行為。
 12. 正当な理由なく、実行委員会の注意に従わない行為。
 13. 実行委員会の運営又は他団体の営業を妨害する行為。
14. 実行委員会の定める完全退構時刻以降に構内に残っており、かつ実行委員会の注意に応じず退構しない行為。ただし、実行委員会に届け出を行い、許可された場合は除く。
15. その他実行委員会がみやこ祭の運営上問題であると認める行為。

第二十二条（処分）

実行委員会が前条の違反事項に該当すると判断した場合、実行委員会の裁量により違反の度合いに応じて当該団体に対して以下のいずれか、又はその複数の処分を科す

ものとする。また、違反団体、違反事項及び処分内容については総会等にて公表される。

1. 違反物を没収又は廃棄する。
2. 一定時間の営業を停止する。
3. 今年度、大学祭への参加資格を停止する。
4. 供託金を没収する。
5. 来年度以降、一定期間大学祭への参加資格を停止する。

第二十三条（免責事項）

1. みやこ祭における各企画及び出店は、参加者の責任において行うものとする。
2. 実行委員会は、参加者が企画を実施する際に発生する損害及び不利益に対して一切責任を負わない。
3. 参加者が実行委員会より有償又は無償で貸与される物品は、その貸与期間内において参加者の責任で管理しなければならない。参加者は、貸与された物品に不具合が生じたことを発見した場合、遅滞なく実行委員会に報告しなければならない。
4. 自然災害又は人的災害等のやむを得ない事情が発生し、実行委員会が、みやこ祭又は特定の企画の開催又は続行が困難又は不適当であると判断した場合、みやこ祭又は特定の企画を中止又は中断する。
5. 前項よりみやこ祭を中止又は中断した場合、逸失利益の補填は行わない。また、参加費の返還は行わない。

第二十四条（弁償）

参加者は、来場者、他の参加者、実行委員会又はその他第三者に対して損害を与えた場合、若しくは大学施設を汚損又は破損した場合、当該被害者に対して補償しなければならない。

第二十五条（個人情報の取扱い）

実行委員会は参加者の個人情報について、参加者の把握及び参加者への連絡のために利用し、上記の利用目的以外での使用及び第三者への提供は行わない。

第二十六条（規約の変更）

実行委員会は、参加者の了承を得ることなく、本規約を変更することがある。変更後の規約は、メールにて告知され、その時点から効力が生じるものとする。

第二十七条（規約の失効）

本規約は、みやこ祭終了後、参加者への補償金返還期間最終日をもって失効する。

第二十八条（会議に欠席した団体への罰則）

会議を欠席した団体に対し罰則を設ける。

第二十九条（対象会議）

1. 参加準備会議 第2～5回
2. 模擬店設置会議 第1～4回
3. 部屋割り会議 第1～2回
4. タイムテーブル会議

第三十条（罰則）

第二十九条で示した会議において、各参加形態で参加が必要な会議に3回欠席した団体はその年の大学祭への参加を禁止する。

会議に代表者、副代表者が出席できない場合は、代理を立て、会議の2日前（終日）までに事務局のメールアドレスに連絡する。

第三十一条（キャンセル料）

大学祭への参加を禁止された団体には供託金、補償金は全額返金を行う。大学祭不参加となった団体には特別参加団体にはステージ設営料金、模擬店参加団体には模擬店徴収費を課す。

大学祭への参加が禁止になった時期によっては、新たにキャンセル料を課す場合がある。

5. 安全局より

（1）安全局実務方針

すべての参加者にとって安全な大学祭を開催するため、安全局はリスク管理・危機管理の徹底を目的とします。安全な大学祭とは「大学祭実行委員会および参加団体のみやこ祭の運営にかかわる全ての者が、安全について常に働きかけ、大学祭において起こりうるリスク事象およびその予防策を十分に理解しており、なおかつ万が一リスク事象が発生した場合には被害を最小限に抑えるための即座の行動を取ることができる状況下で開催される大学祭」です。そのため安全局は以下の4つの役割を担います。

1. リスク事象の熟知

大学祭という非日常的な状況においてどのようなリスク事象が起こりうるのかを想定します。また、それぞれのリスク事象に関する知識の習得、科学的な考察を行います。

2. 事前防止策・事後対応策の考案

1に基づき、安全配慮義務を履行し、事件事故やトラブル等を事前に防止するための対策や、仮に参加者の安全を脅かす事案が発生してしまった際にその影響を最小限にとどめ、可能な限り迅速な安全の確保を行うための方策を考案します。

3. 安全確保の指示、監督

大学祭実行委員会内部および参加団体に対して周知を行い、参加者の安全が第一であるという意識向上に努めます。このために事前段階では、大学祭実行委員会内部向けに起こりうるリスク事象やその原因等を説明した内部資料を作成し、大学祭実行委員は主催者としてすべての安全に関わる知識・対応を理解します。また、参加団体向けには作成した各種マニュアルについての説明や危険物等の取扱講習会を開催し、安全な行動、リスク事象に対する事前防止策・事後対応策について指導します。当日においては、巡回等により会場の安全管理および注意喚起を行います。

4. リスク事象発生後の対応

みやこ祭開催期間中の模擬店火災、屋内火災、食中毒、雑踏事故、自然災害などの

リスク発生後、その影響を最小限に抑えるため事前に考案した事後対応策を土台としてその状況に応じて対応策を講じ実施・指示します。後日、開催期間中に生じたリスク事象の原因把握・改善案作成を安全局がその指揮を執りつつ大学祭実行委員会内で進め作成し、来年度へ引継ぎ・共有を行います。

（2）参加団体禁止事項リスト

・参加団体禁止事項リストの配布および運用

今年度より、大学祭期間中の禁止事項を一覧にまとめ、各項目に違反点数を設定します。累積点数が一定の基準を超えた場合には、当該団体の出店を停止します。禁止事項リストは本会議の別冊資料として配布しております。

（3）責任者の選出

1. 各責任者の役割

責任者	説明
代表者 (1人)	店の運営を統括し、代表者として、出店に関する全責任（火災や食中毒が発生した場合の責任も含む）を負います。 業務内容は、参加申請や食品取扱申請等の各種申請の提出すること、参加準備会議等の各種会議に出席することです。（第4回みやこ祭参加準備会議以外の副代表者の代理出席を認めます。）
副代表者 (1人)	代表者の補佐、代表者不在時の代理を務めます。また、第4回みやこ祭参加準備会議に必ず出席してもらいます。
火気取扱責任者 (2人) ※火気使用団体のみ	火気取扱いの監督を行い、火災防止に努めます。また、消防講習に必ず出席してもらいます。

2. 選出にあたっての注意事項

- ・原則、南大沢キャンパスに在籍する学部生・院生から選出してください。南大沢キャンパス在籍者からの選出が困難な場合は、大学祭実行委員会に連絡してください。実行委員会内で可否を判断します。
- ・各種責任者は確実に連絡の取れる方にしてください。
- ・同じ団体であっても複数の参加形態で参加する場合は、参加形態ごとに責任者を選出してください。
例) 模擬店参加と屋内参加をするサークルの場合
→模擬店の責任者（代表者および副代表者、火気取扱責任者）、屋内参加の責任者（代表者および副代表者）をそれぞれ選出する
- ・責任者の兼任は認めません。他の団体との責任者の兼任も同様です。重複して登録された場合、今年度の大学祭への参加を認めません。
- ・責任者の途中変更は原則、認めません。やむを得ない事情による変更の場合は、遅滞なく実行委員会に連絡してください。実行委員会内で理由等を踏まえた上で、変更の可否を判断します。
- ・代表者および副代表者は第4回参加準備会議に、火気取扱責任者は消防講習に必ず出席してください。
- ・大学祭期間中（準備日から後片付け日まで）は、準備から片付けまで代表者・副代表者のうち1人、火気取扱責任者のうち1人は常駐してください。（※火気取扱責任者の常駐は火気使用団体のみ）
- ・大学祭実行委員会および大学職員の方の指示に必ず従ってください。

上記の通り、出席を必須とする会議・講習会があります。必ず出席してください。
また、責任者は大学祭当日にも必ず参加する必要があります。

(4) 供託金制度

1. 趣旨

供託金制度には、大学祭期間中のあらゆる問題を防ぎ、大学祭を円滑に進めるこ
と、また私たち学生が大学との信頼関係を築き、来年度以降の大学祭を無事に行うこ
とを保証する目的があります。

一昨年度は供託金没収となる火災事故が発生しました。その影響により、昨年度か
ら教室内の使用電力の制限や模擬店の火気使用団体の上限の設定など規制が行われて
います。また今年度も同等の問題・事故が発生した場合、来年度以降の大学祭の開催
も危ぶまれる状況です。

このような問題が起こってしまっている以上、私たちはこれらの問題を真摯に受け止
め、再発防止に努めなければなりません。学生全員が問題の重みを理解し、責任を持
たなければなりません。

2. 制度内容

- ①大学祭に参加する団体は供託金として参加形態に応じた金額を大学祭実行委員会に
納めるものとします。「大学祭に参加する団体」とは、屋内参加、模擬店参加、特別
参加の団体を指します。
- ②参加団体が大学祭期間中に問題を起こし、それが悪質であると実行委員会が判断し
た場合、対象の団体から処分として実行委員会が供託金を没収します。
- ③「みやこ祭参加規約」を守り、問題を起こさなかった団体には、大学祭終了後に供
託金の返金を行います。なお、没収した供託金は公的機関に寄付させていただきます。

3. 対象・金額

- 今年度の大学祭では参加団体を4つに分け、それぞれ異なる金額を課します。
- ① 金銭のやりとり、物々交換及び募金（以下「営利」という。）を目的としないゼミおよび研究室単位での参加団体には、供託金を課しません。
 - ② 営利を目的としない参加団体のうち、上記①に該当しない参加団体には
5,000円を課します。
 - ③ 営利を目的とする参加団体のうち、上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体およびクラス・ゼミ・研究室単位での参加団体には
10,000円を課します。
 - ④ 営利を目的とする参加団体のうち、上記③に該当しない参加団体には
20,000円を課します。

※ 上記①～④の複数の形態で参加する団体は、その中で最も高い金額を支払っていただきます。

4. 納入期限

参加申請が受理された後に会計より指定する口座へ納めていただきます。
納入期限は9月頃を予定しております。
詳しい納入方法は8月末に開催を予定している「第3回 みやこ祭参加準備会議」にてご説明する予定です。

5. 管理

供託金の管理は大学祭実行委員会が行います。

6. 返金

問題を起こさなかった団体には、大学祭終了後に供託金の返金を行います。返金の日程・場所は決まり次第お知らせいたします。
なお、返金期限を過ぎても受け取りに来なかった場合、実行委員会から連絡をいたします。それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付させていただきます。
予めご了承ください。

(5) 補償金制度

1. 趣旨

補償金制度は、参加団体全体で「**自主管理・自主運営**」を行っていくという大学祭の理念に基づいて実施しています。

大学祭期間中に大学構内施設において当事者不明の汚損・破損があった場合、参加団体全体でその責任を分担する必要があります。大学祭期間中に大学内の施設に著しい汚損・破損が見られた場合、来年度以降その施設が使用禁止となるだけではなく、大学祭を開催できなくなる恐れがあります。

例年使用している施設や、来年度以降新たな施設の使用を可能にするために、この制度は必要なものです。そして、責任を各団体で分担することによって、「**自主管理・自主運営**」に対する団体の意識向上を目指します。さらに各団体で注意し合うことで、大学祭期間中の汚損・破損箇所を減少させることに繋がります。

2. 制度の内容

大学祭の参加団体に、補償金として規定の金額を大学祭実行委員会に納めていただきます。

大学祭期間中に当事者不明の汚損・破損があった場合、補償金から修理費をまかない（敷石の油染みのための清掃費を除く）、その修理費を差し引いた額を返金します。ただし、責任の所在が明らかな場合や本人がその汚損・破損を認めた場合は、汚損・破損した本人が弁償することとします。

(適用例)

例：参加団体が150団体の場合、補償金の合計額は

$$5,000\text{円} \times 150\text{団体} = 75\text{万円} \text{となります。}$$

そこで大学祭中に当事者不明の汚損・破損が発生したと仮定します。その修理費が20万円だったとし、1団体への返金額を計算すると

$$(75\text{万} - 20\text{万円}) \div 150\text{団体} = 3,666.6\cdots\text{円}$$

となります。100円未満は切り捨てとしますので、1団体への返金額は3,600円となります。

※切り捨てられた額は公的機関に寄付いたします。予めご了承ください。

責任の所在が特定できない汚損・破損が見られた場合、補償金制度を適用する場合

がありますので、各団体が汚損・破損のないように各施設を使用してください。

3. 対象・金額

大学祭に参加する全ての団体に一律5,000円を課します。ただし、弁償額が補償金の限度を超えた場合は追加徴収するものとします。また、一つの団体で複数の参加申請をする場合も、参加申請の数に関わらず5,000円とします。「大学祭に参加する全ての団体」とは、屋内参加・模擬店参加・特別参加の団体を指します。

加えて、発電機を使用する団体には別途、発電機使用に関する補償金を課します。現段階では総額24万円程度を見込んでおり、この総額を使用団体ごとに均等に配した額を徴収します。総額は今後の動向によって変更する可能性があるため、詳細が決まり次第、対象団体にお知らせします。

4. 納入期限

参加申請が受理された後に大学祭実行委員会に納入していただきます。

納入期限は9月頃を予定しております。

詳しい納入方法は8月末に開催を予定している「第3回 みやこ祭参加準備会議」にて説明いたします。

5. 管理

補償金の管理、大学への修理費の支払いは大学祭実行委員会が行います。大学祭終了後、会計担当者が会計報告を行います。

6. 返金

補償金の適用に該当するような汚損・破損がなかった場合は、各団体が納入した全額を返金いたします。補償金の適用に該当する汚損・破損が発見された場合は、修理費を差し引いた額を返金します。返金の日程・場所は決まり次第お知らせします。

なお、返金期限を過ぎても受け取りに来なかった団体には、実行委員会から連絡をいたします。それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付させていただきます。予めご了承ください。

6. 広報局より

（1）第21回みやこ祭テーマ発表についてのお知らせ

今年度のテーマに関して、例年と同様に大学祭実行委員会内部で候補を募集し、選考を重ね決定しました。

その結果、第21回みやこ祭のテーマは

「紡一つむぐー」

に決定しました。

「紡ぐ」とは「綿や繭の繊維を引き出し、縫りをかけて糸を作る」という言葉です。そのため、大学祭に参加する学生皆の力を合わせ、一つの大きなみやこ祭を作りたいという思いをこのテーマに込めました。また、歴代のみやこ祭を運営してきた先輩方の意志を引き継ぎ、先の未来へつなぎたいという意味も含まれています。

ご不明な点等がございましたら下記のメールアドレスまでご連絡ください。

その際、件名と本文に氏名を入れていただきますようお願いします。

[メールアドレス : miyakofes.tmu@gmail.com]

(2) web 原稿・パンフレット原稿について

今年度も、みやこ祭公式ホームページ上およびパンフレットに屋内参加団体・模擬店参加団体・特別参加団体の紹介スペースを設けます。全ての屋内参加団体・模擬店参加団体・特別参加団体に、下記の方法で原稿を提出していただきます。

昨年度からいくつか変更した点がありますので、毎年ご参加いただいている団体もしっかりとご確認ください。

屋内参加団体・特別参加団体は団体名・企画名・PR文・PR画像の4点、模擬店参加団体は団体名・企画名・PR文・食品名の4点を提出してください。

(複数の参加形態で参加される場合は、参加する企画の数だけ原稿を作成してください。)

1 団体名について

模擬店参加申請の際に参加企画フォームに回答した団体名を書いてください。

2 企画名について

模擬店参加申請の際に参加企画フォームに回答した企画名を書いてください。

3 PR 文について

企画内容などを簡単に説明してください。

・屋内参加団体、特別参加団体...原則として全角80文字以上100文字以内（半角は0.5文字換算）

・模擬店参加団体...原則として全角20文字以上30字以内（半角は0.5文字換算）

※今年度はHPやパンフレットに「テーマ」を記載する欄を設けません。

コンセプトや演目名といったテーマもPR文の中にまとめて記載をお願いします。

4 PR 画像について（屋内参加団体・特別参加団体のみ）

サイズ: 400ピクセル×400ピクセル

※ サイズは必ず守ってください。

デジタル絵の場合	Adobe Illustrator や Adobe Photoshop などで作成し、原則として画像の拡張子を.jpeg に変換してから提出してください。
写真の場合	デジタルカメラで撮影したものを、400ピクセル×400ピクセルのデータ（拡張子は.jpeg）に変換してから提出してください。

※ 提出していただいた画像は著作権などにより変更をお願いする場合があります。

※ PR 画像はカラーでの提出を推奨します。

※ 日時・場所等は別に記載しますので、PR 画像には入れないでください。

※昨年度は PR 画像についての連絡に間違いがあり申し訳ありませんでした。今年度は、本資料に記載の通り屋内参加団体・特別参加団体のみ PR 画像の提出をお願いします。

5 食品名について（模擬店参加団体のみ）

原則として全角13字以内（半角は0.5文字換算）

【提出方法】

原則として Google フォームでの提出をお願いします。

A 屋内参加団体、特別参加団体

Google フォーム内の項目に従い団体名、企画名、PR 文を記入し、PR 画像を添付してください。（昨年度までは Dropbox を経由して画像の提出をお願いしていましたが、今年度は他の項目と同じ Google フォームに提出していただきます。）

B 模擬店参加団体

フォーム内の項目に従い団体名、企画名、PR 文、食品名を記入してください。

【Google フォームの URL】

屋内参加団体

<https://forms.gle/UbzgtPAdBCbngZuQA>



特別参加団体

<https://forms.gle/YTrHDyZuS21vP4R18>



模擬店参加団体

<https://forms.gle/MTHrHAqGL9L1hZ7c8>



※ Google Chrome、Safari、Internet Explorer で開いてください。

【提出期限】

6月26日（木）会議終了後～7月21日（月）23:59

原稿に関する質問等がありましたら、お手数ですが件名と本文に「団体名・氏名」を記載したうえで下記のメールアドレスへご連絡ください。

【広報局メールアドレス】

miyakofes.tmu@gmail.com

(右の QR コードからも読み取れます。)



広報局メールアドレス

(3) 公式 X、公式 Instagram カウントダウン企画について

今年度も、広報局では X（旧 Twitter）にて大学祭までのカウントダウン企画を行います。カウントダウン企画では、団体名、参加内容、紹介文を写真付きで投稿します。

また、今年度は公式 Instagram でも X と同様の内容でカウントダウン企画を行う予定です。昨年度は多くの団体に参加していただきました。今年度も多くの団体に参加していただきたいと考えております。

参加を希望される場合は、下記のメールアドレスまたは X、Instagram 広報アカウントの DM へご連絡ください。皆様のご参加をお待ちしております。

【X アカウント】

アカウント名：めぼ みやこ祭実行委員会 広報

ユーザー名：@miyako 2 1 st

URL : <https://x.com/miyako 2 1 st>

（右の QR コードからも読み取れます。）



【Instagram アカウント】

アカウント名：東京都立大学 みやこ祭実行委員会

ユーザー名：@mepo_koho

URL : https://www.instagram.com/mepo_koho

（右の QR コードからも読み取れます。）



公式 X、公式 Instagram カウントダウン企画に関するご意見ご質問等がございましたら、お手数ですが件名と本文に「団体名・代表者名・連絡先」を記載したうえで下記のメールアドレスまでご連絡ください。

【広報局 メールアドレス】

miyakofes.tmu@gmail.com

（右の QR コードからも作成できます。）



7. 渉外局より

(1) 協賛に関する注意点

本学は東京都が設置している公立大学であり、その運営費の多くは都民の税金である運営費交付金で賄われています。一般都民（とりわけ地域住民）の方からは、本学の敷地・建物も自分たちが納めた貴重な税金で作られ運営されていると認識されています。よって、本学の敷地・建物を利用する行事においては、公立大学の行事として一般都民の方から誤解の招くことがないよう、民間企業等からの協賛については下記の基準に基づき行ってください。

※この基準外の方法を提案する場合には、必ず事前に学生課に相談してください。

1. 実施可能な企業協賛について

① 学生が発行する印刷物、配布物への広告掲載

学生が自主的に発行した印刷物（当日掲示するポスター、学生参加団体への説明資料等）、来場者への配布物（パンフレット、記念品等）の一部に広告を掲載すること。

② ホームページへのバナー広告掲載

学生が開設したホームページのトップ等に、バナー広告を掲載すること。

③ イベントの賞品としての物品提供

大学祭で開催される様々なイベントの賞品として、企業から製品・試供品等の提供を受けること。ただし、配布は本学の学生自身で行うこととし、企業から派遣されたスタッフの直接参加は禁止する。また企業のブーススペースを設置したり、企業から支給・貸与された宣伝販促用ユニフォーム等を学生が着用したりすることは禁止する。

2. 個人協賛について

個人協賛を募る場合は、振り込みに限ること。ただし、広告・宣伝の掲載は認めず、希望者のみ大学祭ホームページで名前を紹介する程度に留めること。

3. 実施が認められない協賛、広告について

1、2に該当する場合であっても、以下に該当する協賛、広告は認められない。

- ① 本学の名誉と信頼を失うような内容
- ② キャンパスの美観を損なう内容
- ③ 本学の良好な教育研究環境の維持を妨げる内容
- ④ その他公序良俗に反する内容

※ 今年度は、企業から提供された物品のうち、酒類・タバコ類・腐りやすいものを、参加している団体以外の方に配布することは禁止とさせていただきます。

※ 以上の内容は今後変更となる場合があります。ご了承ください。

企業協賛に関わる質問等がございましたら、件名と本文に氏名を記載したうえで下記のメールアドレスまでご連絡ください。

宛先 : miyakofes.shogai☆gmail.com

(☆を@に変えてください。右の QR コードからも作成できます。)

より良いみやこ祭を作るためにご協力をお願いいたします。



(2) 構内放送における宣伝募集に関するご案内

今年度も、大学祭期間中は南門付近の入場門テントから 12 号館付近まで並ぶフリーマーケットエリアまでに等間隔にスピーカーを設置し、構内放送を行う予定です。

構内 BGM の放送や、迷子のご案内、地震等緊急時のアナウンスに放送を使用しますが、それらに加えて大学祭参加団体の企画宣伝を行います。

一斉に構内中に当該団体の企画が宣伝されるため、呼びかけに加えた更なる宣伝効果の向上が見込まれます。よって希望する団体は以下の手順に従って応募をお願いいたします。

1. 参加申請方法

以下の内容を指定するメールアドレスに送信してください。
(※右の QR コードからも送信可能です)



【宛先】mepo.shogai.announce@gmail.com (\$→@へ変えてください)

【件名】放送の企画宣伝参加

【添付】音源（1分以内厳守。ファイル形式はMP3でお願いします）

【本文】①団体名 ②代表者名 ③連絡先（メールアドレス） ④放送希望日
を明記のこと

大学祭実行委員会において当該音源が「東京都立大学南大沢キャンパス大学祭運営規約 第一章 第三条*1」に合致しているかを判断し、放送日を決定します。

その後メールにて決定事項（放送許可・許可日など）を通知し、合意いただける参加団体には以下掲載の料金の支払いをして頂きます。正式に応募が完了すると、当該音源が大学祭当日に放送されます。

2. 募集期間

第2回 みやこ祭参加準備会議終了後～8月末日（※締切厳守でお願いいたします）

3. 放送日（予定）

一日目（11月2日・日）

二日目（11月3日・月）

三日目（11月4日・火）※半日のためご注意ください。

以上三日間の中から希望する日付を選択してください。（複数選択可能）

一日ごとに当該音源を最低10回放送します。

4. 料金

500円／1日（最低10回）

料金の回収は「第3回みやこ祭参加準備会議」後より開始する予定です。

※詳細は決定次第メールにてご連絡します。

5. 注意事項

- ① 参加団体の放送以外にも、迷子のご案内や地震等緊急時のアナウンス、大学祭本部による放送も行います。そのため放送枠には限りがあり、現時点では事前に提出いただいた音源のみの対応となります。
- ② 放送機材（アンプ・スピーカー等）の設置には、大学祭実行委員会と大学が協議し許可されるものです。万が一設置の許可が降りなかった場合、音源提出後であ

っても放送することはできませんので予めご了承ください。

- ③ 放送料金の回収後、いかなる理由があっても返金は致しかねます。予めご留意ください。なお、頂いた料金は大学祭実行委員会の大学祭の運営や放送器具の整備に使用します。
- ④ 放送回数および料金につきましては、今後変更となる可能性がございます。予めご了承ください。

6. 備考

※1. 東京都立大学南大沢キャンパス大学祭運営規約 第一章 第三条

本会は東京都立大学の大学祭「みやこ祭」を、本学の学術活動や学生活動の成果の外部への発信、そして新たな学生同士の交流の機会と位置付け、その実施にあたり本学と共同して学生による総合的な管理・統括を行うことを本会の目的とする。

7. その他対応事項について

構内放送に関するご質問等ございましたら、お手数ですが件名と本文に「団体名・代表者名・連絡先」を明記した上で、下記メールアドレスにご連絡ください。

【放送担当 メールアドレス】

mepo.shogai.announc@gmail.com (\$→@へ変えてください)

(※右のQRコードからも送信可能です)



8. 事務局より

模擬店の参加を希望する団体は、『第21回みやこ祭 模擬店参加マニュアル』を、屋内参加を希望する団体は『第21回みやこ祭 屋内参加マニュアル』を、特別参加を希望する団体は『第21回みやこ祭 特別参加マニュアル』をそれぞれご確認ください。

9. 企画局より

本部企画（MusicFestival、秋音祭、TECHNOSQUARE、フリーマーケット）への参加を希望する場合は、『第21回みやこ祭 本部企画マニュアル』をご覧ください。

10. その他

◆ 会議の開催予定

<参加準備会議>

・第2回 参加準備会議

日時：8月28日（木）19：00～

・第3回 参加準備会議

日時：9月18日（木）19：00～

・第4回 参加準備会議

日時：10月13日（木）19：00～

※第2・3回の参加準備会議はオンライン（Zoom）、第4回の参加準備会議は対面（場所未定）で開催する予定です。

※上部団体への加盟に関わらず、大学祭への参加を希望する団体からは、第1・2・3回参加準備会議への、代表者もしくはその代理1名の出席が必要です。

またそれに加え、第4回参加準備会議には、代表者と副代表者（代理不可）の出席が必要です。

<大学祭総会>

・第2回 大学祭総会

日時：7月17日（木）19：00～

場所：オンライン（Zoom）

・第3回 大学祭総会

日時：1月15日（木）19：00～

場所：オンライン（Zoom）

※大学祭総会には、上部団体に加盟しており、大学祭への参加を希望する団体からは、代表者もしくはその代理1名の出席が必要です。

※日時・場所は変更になる場合があります。メール等での連絡にご注意ください。

※会議に関する連絡は第21回みやこ祭の代表者にメールで行います。

引き継ぎ等で代表者を変更する場合はご注意ください。また、それに伴い連絡先を変更する場合は下記のメールアドレスまでご連絡ください。団体内での情報の共有をお願いいたします。

メールアドレス：mepo.jimukyoku@gmail.com

（右のQRコードからも読み取れます。）



◆ 会議のお知らせ方法

大学祭総会およびみやこ祭参加準備会議に関しては、みやこ祭公式X（旧Twitter）によってお知らせします。みやこ祭公式ホームページは、現在準備中のためお知らせを行なっておりません。大学祭総会は看板による告知も行なので、都度のフォローや確認をよろしくお願ひいたします。

【みやこ祭公式ホームページ】

URL：<http://miyakomatsuri.com>

（右のQRコードからも読み取れます。）



【みやこ祭公式X（旧Twitter）】

アカウント名：東京都立大学大学祭実行委員会めぼ

ユーザー名：[@miyakomatsuri](https://twitter.com/miyakomatsuri)

URL：<https://twitter.com/miyakomatsuri>

（右のQRコードからも読み取れます。）



2025年度 第1回 みやこ祭参加準備会議 資料

発行 東京都立大学南大沢キャンパス大学祭実行委員会
所在 学生ホール206 大学祭実行委員会室
連絡先 mepo.jimukyoku@gmail.com
HP <http://miyakomatsuri.com>
(右のQRコードからも読み取れます)



メール

HP